

# 家庭保護事件の概要

仁川家庭法院(裁判所)調査官  
宋賢鍾

## I. 家庭内暴力処罰法の概括

- 家庭内暴力の理解
- 家庭内暴力関連の法規の立法経緯
- 家庭内暴力処罰法の制定の意義と改正過程

## II. 家庭保護事件の処理手続き

- 家庭内暴力犯罪の申告・告訴
- 警察段階
- 検察段階
- 裁判所段階

## III. 被害者保護命令事件の処理手続き

## IV. 執行監督事件と執行状況調査

[添付] 家庭内暴力事件の処理手続き図(詳細)

# I. 家庭内暴力処罰法の概括

## 1. 家庭内暴力の理解

### (1) 社会問題としての家庭内暴力

- 家庭内暴力は、家族内の問題を解決するための一つ的手段であると考えられ、罪の意識なく公然と行われてきた。そして、理想的な家庭生活であると信じたいがゆえに、それが家庭内暴力であるということに気づけなかったり、子供を養育したり配偶者との関係を保つことが優先され、黙認されてきた傾向があった。
- そのため、家庭内暴力が社会問題として議論されるようになるまでには、多くの時間と努力が必要であった。しかし、現在家庭内暴力は国の介入が避けられない社会問題であるという事実、いまや反論の余地はない。

### (2) 家庭内暴力の法律的定義

- 「家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法(以下、「家庭内暴力処罰法」または「法」とする)」では、家庭内暴力は次のように定義されている。
- 「家庭内暴力」とは、家族構成員間の身体的・精神的または財産上の被害を伴う行為のことをいう(法第 2 条第 1 号)。
- 「家族構成員」とは以下のとおりである(法第 2 条第 2 号)。
  - ① 事実上の婚姻関係にある者を含む、配偶者または配偶者であった者
  - ② 事実上の養親子関係を含む、本人または配偶者と直系尊属・直系卑属の関係にあるかあった者
  - ③ 継父母と子の関係または嫡母と庶子の関係にあるかあった者
  - ④ 同居している親族
- 「家庭内暴力犯罪」とは、家庭内暴力として次の各目のいずれか一つに該当する罪のことをいう(法第 2 条第 3 号)。

---

<sup>1</sup> 2009年に裁判所に受け付けられた家庭保護事件 4,717 件で、その後減少し 2011 年には 3,087 件と最低値であった。しかし、その後再度増加し 2016 年には 22,482 件と最高値を記録し、2018 年には前年より小幅増加した 19,739 件となった。受け付けられた家庭保護事件の罪名は、傷害と暴行がほとんどを占める。2009 年の家庭保護事件は受付人員の 87.4%が傷害・暴行であったが、その後傷害・暴行が占める割合は減少しており、脅迫や財物損壊が占める割合は増加している(法務研修院、2019 犯罪白書、2020、323 頁)。

- ① 「刑法」第2編第25章の傷害と暴行の罪中の第257条(傷害、尊属傷害)、第258条(重傷害、尊属重傷害)、第258条の2(特殊傷害)、第260条(暴行、尊属暴行)第1項・第2項、第261条(特殊暴行)及び第264条(常習犯)の罪
- ② 「刑法」第2編第28章の遺棄と虐待の罪中の第271条(遺棄、尊属遺棄)第1項・第2項、第272条(乳児遺棄)、第273条(虐待、尊属虐待)及び第274条(児童酷使)の罪
- ③ 「刑法」第2編第29章の逮捕と監禁の罪中の第276条(逮捕、監禁、尊属逮捕、尊属監禁)、第277条(重逮捕、重監禁、尊属重逮捕、尊属重監禁)、第278条(特殊逮捕、特殊監禁)、第279条(常習犯)及び第280条(未遂犯)の罪
- ④ 「刑法」第2編第30章の脅迫の罪中の第283条(脅迫、尊属脅迫)第1項・第2項、第284条(特殊脅迫)、第285条(常習犯)(第283条の罪のみ該当する)及び第286条(未遂犯)の罪
- ⑤ 「刑法」第2編第32章の強姦とわいせつの罪中の第297条(強姦)、第297条の2(類似強姦)、第298条(強制わいせつ)、第299条(準強姦、準強制わいせつ)、第300条(未遂犯)、第301条(強姦等傷害・致傷)、第301条の2(強姦等殺人・致死)、第302条(未成年者等に対する姦淫)、第305条(未成年者に対する姦淫、わいせつ)、第305条の2(常習犯)(第297条、第297条の2、第298条から第300条までの罪に限る)の罪
- ⑥ 「刑法」第2編第33章の名誉に関する罪中の第307条(名誉毀損)、第308条(死者の名誉毀損)、第309条(出版物等による名誉毀損)及び第311条(侮辱)の罪
- ⑦ 「刑法」第2編第36章の住居侵入の罪
- ⑧ 「刑法」第2編第37章の権利行使を妨害する罪中の第324条(強要)及び第324条の5(未遂犯)(第324条の罪のみ該当する)の罪
- ⑨ 「刑法」第2編第39章の詐欺と恐喝の罪中の第350条(恐喝)、第350条の2(特殊恐喝)及び第352条(未遂犯)(第350条、第350条の2の罪のみ該当する)の罪
- ⑩ 「刑法」第2編第42章の損壊の罪中の第366条(財物損壊等)及び第369条(特殊損壊)第1項の罪
- ⑪ 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第14条(カメラ等を用いた撮影)及び第15条(未遂犯)(第14条の罪のみ該当する)の罪
- ⑫ 「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」第74条第1項第3号の罪
- ⑬ イ目(①)からヲ目(⑫)までの罪で、他の法律に基づき加重処罰される罪

- 「家庭内暴力の加害者」とは、家庭内暴力犯罪を犯した者及び家族構成員である共犯者をいう。
- 「家庭内暴力の被害者」とは、家庭内暴力犯罪によって直接的に被害を受けた者をいう。

### (3) 家庭内暴力事件の特徴

- 家庭内暴力は家庭という囲いの中で発生するため、警察の巡回では発見することが難しく、ほとんどが被害者や家族または隣人等の申告により判明する。また、家庭内暴力は繰り返されるだけでなく、被害者と加害者の関係が完全に解消されない限り、家庭という同じ空間で生活するため、暴力関係が生じると被害者一人の力ではその関係を解消することは難しいという特性がある。通常被害者の申告は、加害者の「処罰」よりは「暴力からの安全」というニーズから出発するため、迅速な危機介入と臨時措置が何よりも重要である。
- 多くの被害者は、虐げられながら暮らすということで自尊心が大きく傷つけられ、加害者からの報復を恐れて問題を口にすることをためらう。長期間家庭内暴力に苦しんできた被害者は、無気力と恐怖心で決断を下せなかったり、一旦は申告しようと思っても、恐怖心に苛まれてすぐに申告を取り消すというケースも少なくない。このような被害者の心理的特性のため、外部介入が切実に要求される。

## 2. 家庭内暴力関連の法規の立法経緯

### 1) 立法経緯

- 1983 年「韓国女性の電話」設置- 妻への虐待は個人の問題ではなく社会的問題であると認識させる契機、相談電話、家庭内暴力の被害者避難場所を提供
- 1988 年「家庭内暴力:その実状と対策(2 版)」<sup>2</sup>の出版により家庭内暴力事件の報道等、社会的イシュー化
- 1992 年「家庭内暴力の実態と対策に関する研究」(韓国刑事政策研究院)
- 1993 年「家庭内暴力の予防と対策に関する研究」(韓国女性開発院)
- 1994 年「家庭内暴力防止法制定のための全国連帯」結成、「韓国女性団体連合」等が中心となって立法運動を展開。
- 1995 年「女性発展基本法」制定 - 男女平等の促進、女性の発展を図るための土台を築く。

---

<sup>2</sup> キム・グァンイル、家庭内暴力:その実状と対策(2 版)、タムグダン、1988 年 1 月 1 日出版

家庭で起きる暴力問題の施策研究を促す規定を置く。

- 1996 年「イ・サンフィお婆さん事件」<sup>3</sup>が発生したことで、各政党と社会団体等で意見を収め  
んするための公聴会が開催され試案を作成
- 1997 年 12 月 13 日「家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法」制定
- 1997 年 12 月 31 日「家庭内暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」制定

## 2)家庭内暴力特別法の目的及び構成内容

### ▣ 「家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法」制定

[法律第 5436 号として 1997 年 12 月 13 日制定、1998 年 7 月 1 日施行]

- ① 目的:家庭内暴力犯罪の刑事処罰の手續きに関する特例を定め、家庭内暴力犯罪を犯した者に対して環境の調整と性向・性行の矯正のための保護処分を行うことにより、家庭内暴力犯罪によって破壊された家庭の平和と安定を回復して健全な家庭を築き、被害者と家族構成員の人権を保護することを目的とする。<sup>4</sup>
- ② 構成:家庭内暴力犯罪の立法的定義、家庭保護事件の手續きに関する規定[応急措置、臨時措置、調査と審理、家庭保護処分、抗告手續き、賠償命令等]
- ③ 下位法の制定:「家庭保護審判規則」(1998 年 6 月 20 日制定)、「家庭保護事件の処理に関する例規」(裁特 98-4)(1998 年 6 月 17 日制定)、「家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法施行令」(大統領令第 26325 号、2015 年 6 月 22 日、制定)
- ④ 改正:1997 年 12 月 13 日の制定以来 2020 年 10 月 20 日の改正(法律第 17499 号)まで 24 回

### ▣ 「家庭内暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の制定

[法律第5486号として1997年12月31日制定、1998年7月1日施行]

---

<sup>3</sup> イ・サンフィお婆さん事件は、70代の母親(イ・サンフィ氏)が自分の娘を苦しめ続けてきた、娘の同居相手の男性を偶発的に殺害した事件である。イ・サンフィ氏の娘は、同居する男性から太ももを刃物で刺されたり、首を絞められるなど命の危機を感じるほど深刻な暴力に苦しんでいた。事件の発生前に町内の住民が管轄の派出所に何度も届出たが、警察は何の対応も取らなかった。事件後、イ・サンフィ氏の娘は母親に代わって自分が同居相手の男性を殺害したと嘘をついて自首し拘束されたが、イ・サンフィ氏が「韓国女性の電話」を訪ねて法律相談をし事実を打ち明けた。結局、父母の日である5月8日にイ・サンフィ氏は警察に拘束された。当時、全ての日刊紙と放送局が本事件を特集で扱い、イ・サンフィ氏を救う運動と共に、関連法を制定すべきであるとの世論が高まった。  
<<http://herstory.xyz/exhibits/show/specialexhibitions/naming>:最終閲覧日:2021年2月17日>

<sup>4</sup> 2002年12月18日の改正により法の目的に「被害者と家族構成員の人権保護」を追加し、現在は「この法は家庭内暴力犯罪の刑事処罰の手續きに関する特例を定め、家庭内暴力犯罪を犯した者に対して環境の調整と性向・性行の矯正のための保護処分をすることにより、家庭内暴力犯罪によって破壊された家庭の平和と安定を回復し、健康な家庭を築き、被害者と家族構成員の人権を保護することを目的とする。(法第1条)」と記載されている。

- ① 目的:家庭内暴力を予防し、家庭内暴力の被害者を保護して健全な家庭を育成することを目的とする。<sup>5</sup>
- ② 構成:家庭内暴力を予防し被害者を保護するための公的な福祉政策の内容[目的、基本理念、国等の責務、相談所と保護施設の設置・運営及び業務に関する規定等]
- ③ 下位法の制定:「家庭内暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令」(1998年7月1日制定)、「家庭内暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行規則」(1998年11月3日制定)
- ④ 改正:1997年12月31日の制定以来2020年6月9日の改正(法律第17437号)まで23回

### 3) 特別法制定の意義<sup>6</sup>

- 第1に、家庭内暴力の問題は、もはや私的領域ではなく社会的な問題であり、犯罪行為であるという社会的認識を公的に認定したことである。
- 第2に、家庭内暴力の特殊性を考慮して、特別刑事手続き的なアプローチと社会福祉的なアプローチの必要性が反映されたということである。

## 3. 家庭内暴力処罰法の制定の意義と改正過程

### 1) 家庭内暴力処罰法制定の意義と内容

#### (1) 意義

- 家庭内暴力処罰法の制定は、家庭内暴力の処罰の可能性を拡張し、このような行為はもはや個人的な問題ではなく、社会問題として国が介入しなくてはならない犯罪行為であるという事実を宣言したものである。しかし、家庭内暴力犯罪は一般の犯罪とは区別されるという特殊性を考慮して、事案が軽い場合には通常の刑事手続きではなく家庭保護事件の手続きを通して調査と審理を受け、刑罰の代わりに保護処分を受けるということを意味する。これには、事件を防止し被害者を保護しながらも、できるだけ家庭の平和と安全を回復させる方向で事件を処理しようとする立法者の意志が表れている。
- 法制司法委員会は1997年11月の国会で、この法を提案した理由について「これまで家庭

<sup>5</sup> 現在は「家庭内暴力を予防し家庭内暴力の被害者を保護・支援することを目的とする。」とされている。

<sup>6</sup> キム・ウンギョン、家庭内暴力犯罪の刑事手続上の危機介入方案の研究(韓国刑事政策研究院の研究報告書)、2001、91頁。

内暴力は、その問題が深刻であるにもかかわらず家庭内の問題であるとみなされ、社会的に放置されてきた。しかし最近、家庭内暴力が他の社会的暴力よりもはるかに持続的かつ常習的に行われているということが提起され、家庭内暴力はその家庭だけの問題とみなすのではなく、社会と国が積極的に介入すべきであるという声が高まっている。一方、家庭内暴力の処方については、刑事処罰を強化すべきという主張もあるが、家庭を解体させずに暴力への制裁や暴力性を矯正する方案も提示されているため<sup>7</sup>、最終的に、健全な家庭を育成し、家庭の平和と安定を回復する方向で家庭内暴力加害者に対する保護処分制度を導入する一方、家庭内暴力により受けた損害に対する民事処理特例を規定しようとするものである<sup>8</sup>と述べた。

## (2) 1997年12月13日の制定法の主な内容

- ① 「家庭内暴力」、「家族構成員」、「家庭内暴力犯罪」、「家庭内暴力の加害者」、「家庭保護事件」、「保護処分」等、この家庭内暴力処罰法で使用する用語を定義する(第2条)。
- ② 職務または相談によって家庭内暴力犯罪を知り得た医療機関の長や家庭内暴力関連の相談所等の長に申告義務を課す(第4条第2項・第3項)。
- ③ 被害者は、加害者が本人または配偶者の直系尊属である場合にも告訴することができる(第6条第2項)。
- ④ 警察が応急措置をとったにもかかわらず家庭内暴力犯罪が再発する恐れがある場合には、検事は裁判所に緊急措置である退去等の隔離や接近禁止を請求することができる(第8条)。
- ⑤ 検事は、家庭内暴力犯罪としての事件の性質・動機及び結果、加害者の性向・性行等を考慮して、この法に基づく保護処分に値すると認められる場合、家庭保護事件として処理できるが、その場合には被害者の意思を尊重するようにする(第9条)。
- ⑥ 検事は、家庭保護事件として処理する場合には、その事件を管轄家庭裁判所または地方裁判所に送致する(第11条)。
- ⑦ 裁判所は、加害者による被告事件を処理した結果、保護処分に値すると認められる場合に

<sup>7</sup> 当時の実状は、被害者の報復に対する恐れ、経済的困難や社会的偏見等により離婚訴訟や刑事訴訟の提起は非常に難しく、訴訟を提起したとしても、結局は取り下げるケースが多かったという。立法過程でも、このような社会的な認識の現実を考慮して、加害者の処罰を慎重に行うという議論が主流であった。また、刑事処罰に先立って被害者を保護し、加害者を改善・教化させて家庭を保つ新しい方案が模索された(キム・ウンギョン(註6)、98頁)。

<sup>8</sup> 議案情報システム <<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=014410> 最終閲覧日:2021年2月21日 >

は、事件を家庭保護事件の管轄裁判所に送致することができる(第 12 条)。

- ⑧ 保護処分が確定した際には、同じ犯罪事実で再び公訴を提起することができない(第 16 条)。
- ⑨ 弁護士、加害者の法定代理人・配偶者・直系親族・兄弟姉妹等のほか、相談所等の相談員とその長も補助人になることができる(第 28 条第 2 項)。
- ⑩ 判事は、家庭保護事件の円滑な調査・審理または被害者の保護のために、加害者に対して臨時措置である隔離、接近禁止、医療機関等への委託、拘置所等への留置ができる(第 29 条第 1 項)。
- ⑪ 被害者の申請がある場合は被害者を証人として訊問し、その場合には該当する家庭保護事件に関する意見を述べる機会を与える等、被害者の陳述権等を保障する(第 33 条)。
- ⑫ 判事は、保護処分にするかどうか、する必要がないと認めた場合等、一定の事由がある場合は不処分の決定をする(第 37 条第 1 項)。
- ⑬ 判事は、審理の結果により保護処分が必要であると認めた際には、接近行為の制限、親権行使の制限、社会奉仕・受講命令、保護観察、監護委託等の処分の決定ができる(第 40 条第 1 項)。
- ⑭ 被害者が加害者から受けた物的被害や治療費、扶養料については、迅速な民事処理手続きが進められるよう、訴訟の促進等に関する特例法の内容と類似した民事処理に関する特例を規定する(第 56 条ないし第 61 条)。
- ⑮ 保護処分中に接近禁止行為と親権行使の制限を履行しない者に対しては、保護処分不履行罪を新設(第 63 条)して処罰するが、その他の保護処分を履行しない場合には、保護処分の取消理由と規定して事件を検事に送致する(第 46 条)。

## 2) 法律の改正過程と内容

- 家庭内暴力処罰法は、1997 年 12 月 13 日に法律第 5436 号として制定(1998 年 7 月 1 日施行)されて以降、計 24 回改正された。そのうち他の法律改正等に基づく改正を除き、① 1999 年 1 月 21 日の法律第 5676 号としての改正(施行 1999 年 2 月 22 日)、② 2002 年 12 月 18 日の法律第 6783 号としての改正(施行 2003 年 3 月 19 日)、③ 2005 年 1 月 27 日の法律第 7356 号としての改正(施行 2005 年 1 月 27 日)、④ 2007 年 8 月 3 日の法律第 8580 号としての改正(施行 2007 年 8 月 3 日)、⑤ 2011 年 7 月 25 日の法律第 10921 号としての改正(施行 2011 年 10 月 26 日)、⑥ 2012 年 1 月 17 日の法律第 11150 号(施行 2012 年 1 月

17日)、⑦2014年1月28日の法律第12340号(施行2014年9月29日)、⑧2014年12月30日の法律第12877号(施行2015年7月1日)、⑨最近の2020年10月20日の法律第17499号(2021年1月21日施行)の一部改正では、家庭内暴力処罰法の実質的内容を変更した。

- 法律の改正過程は、家庭内暴力処罰法が実際に運用されるなかで明らかになった不備や不足を持続的に改善・補完するもので、主に①被害者と家族構成員の人権保護の拡大と強化、②臨時措置・保護処分の執行等の実効性の強化と確保(不履行罪の強化と過料の引き上げ、期間の延長等)、③加害者の教育及び相談措置の拡大と強化、④刑事処罰との調和、⑤家庭内暴力犯罪の範囲拡大、⑥申告義務者の拡大と申告義務の強化、⑦秘密保持の強化、⑧初期介入の強化を改正内容とする。
- 以下では法律改正の理由と主要内容を中心として記述する。

### **(1) 1999年1月21日の改正<sup>9</sup>**

#### ▣ 改正理由

- 家庭内暴力の被害児童の教育を担当する教師及び学校長等の教育と保護を担当する機関の従事者とその長が、家庭内暴力の被害児童の転校等、職務上で知り得た秘密を漏えいしないよう規定し、児童の被害を防止しようとするものである。

#### ▣ 主な内容

- 児童を児童福祉法第2条第1号に規定された者と定義した。
- 秘密保持等の義務範囲に児童の教育を担当する教師及び校長を含み、児童の転校等、職務上で知り得た秘密を漏えいしてはならないと規定した(第18条第1項)。

### **(2) 2002年12月18日の改正<sup>10</sup>**

#### ▣ 改正理由

- 家庭内暴力犯罪において、検事は被害者の住居等から100メートル以内の接近禁止等の臨時措置を裁判所に請求することができるが、その臨時措置に違反して家庭内暴力犯罪が再発する恐れがある場合に、暴力再発禁止を強制する法的根拠がなかった。そのため、臨時措置に違反した者に対しては、警察署の留置場や拘置所への留置の請求を可能にし、

<sup>9</sup> 議案情報システム <<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=014654> 最終閲覧日:2021年2月21日>

<sup>10</sup> 議案情報システム <<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=022245> 最終閲覧日:2021年2月21日>

被害者を十分に保護できるようにした。また、保護処分の変更・取り消しとそれに対する抗告等は、家庭内暴力犯罪の加害者の人権や被害者の保護のための重大な措置であるため、公益の代表者である検事もそれを請求することができるようにする等、実際の制度の運用から明らかになった現行制度における不足を改善・補完した。

▫ 主な内容

- 法の目的に、家庭内暴力犯罪によって破壊された家庭の平和と安定を回復して健全な家庭を育成することの他に、被害者と家族構成員の人権保護を追加した(第 1 条)。
- 検事は、家庭内暴力の加害者を被害者から隔離したり、退去等の臨時措置をとったにもかかわらず、加害者がそれに違反して家庭内暴力犯罪が再発する恐れがある場合に、職権または司法警察の申請によって、警察署の留置場や拘置所への留置を裁判所に請求できることとし、臨時措置の実効性を確保できるようにした(第 8 条第 2 項)。
- 家庭裁判所が家庭保護事件を審理した結果、不処分の決定をしたり保護処分を取り消した場合、その家庭保護事件が検事の送致による事件である場合には、それに対応する検察庁の検事に送致し、裁判所の送致による事件である場合には、それを送致した裁判所に移送することとした(第 37 条第 2 項及び第 46 条)。
- 保護処分の変更・取り消し及び終了と、それに対する抗告の申請ができる者の範囲に、検事を追加した(法第 45 条第 1 項、第 46 条、第 47 条及び第 49 条第 1 項、第 2 項)。

**(3) 2005 年 1 月 27 日の改正<sup>11</sup>**

▫ 改正理由

- 家庭内暴力犯罪のうち、親告罪や反意思不罰罪に該当する行為は、被害者の告訴がなかったり不処罰の意思表示がある場合には、不処分決定として終了するよう規定していた。しかし、それは該当する家庭内暴力犯罪をそのまま放置する結果となりうるため、このような場合にも、非刑罰的処分である保護処分の審理対象となるよう規定し、家庭内暴力犯罪から家庭を保護することを目指した。

▫ 主な内容

- 家庭内暴力犯罪のうち親告罪や反意思不罰罪に該当する犯罪は、被害者の告訴が取り消されたり、被害者の明示的な不処罰意思表示がある時には、判事が不処分決定することと

---

<sup>11</sup> 議案情報システム <<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=028145> 最終閲覧日:2021 年 2 月 21 日>

されていたが、保護処分の審理対象になるよう規定された(第 37 条第 1 項第 1 号削除)。

#### (4) 2007 年 8 月 3 日の改正<sup>12</sup>

- 改正理由
  - 現行法上の被害者と家族構成員の権利を拡大して彼らの身边を保護し、臨時措置と保護処分の実効性を確保する等、法を施行するなかで明らかになった不足点を整備・補完した。
- 主な内容
  - 臨時措置の請求要件の改善及び被害者の臨時措置申請・請求の要請権を新設した。(第 8 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項)。
    - ▶ 検事は、家庭内暴力犯罪が再発する恐れがあると認められる場合には、直ちに臨時措置を請求できるようになった。
    - ▶ 被害者の臨時措置申請・請求の要請権を新設し、被害者が臨時措置の請求または申請を要請できるようにした。要請を受けた司法警察が臨時措置を申請しない場合には、その事由を検事に報告するよう義務化した。
  - 相談条件付起訴猶予制度の新設(第 9 条の 2):検事は、家庭内暴力事件を捜査した結果、加害者更生のために必要であると認められる場合には、相談条件付起訴猶予を下すことができるようになった。
  - 判事の保護観察所の長に対する調査要求権の新設(第 21 条):判事は調査官の他にその裁判所の所在地、または加害者の居住地を管轄する保護観察所の長に、加害者・被害者及び家族構成員に対する審問や、彼らの精神・心理状態、家庭内暴力犯罪の動機・原因及び実態等の調査を要求できるようになった。
  - 臨時措置及び保護処分の類型の追加(第 29 条第 1 項及び第 40 条第 1 項)
    - ▶ 臨時措置と、保護処分の一つである接近禁止または接近制限の対象に、被害者の他に家族構成員を追加し、被害者または家族構成員の住居、職場等から 100 メートル以内の接近を禁止したり接近を制限する臨時措置または保護処分ができるようにした。
    - ▶ 臨時措置と保護処分の一類型として「電気通信基本法」に基づく電気通信を用いた接近の禁止または接近の制限を追加した。

---

<sup>12</sup> 議案情報システム

<[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_H0B7D0Y7M0F2N1A8P4O1P1I9Y2D6M5](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H0B7D0Y7M0F2N1A8P4O1P1I9Y2D6M5) 最終閲覧:  
2021 年 2 月 21 日>

- 臨時措置及び保護処分期間の延長(第 29 条第 5 項及び第 41 条)
  - ▶ 臨時措置中の隔離及び接近禁止の延長回数を、現行の 1 回から 2 回に延長した。
  - ▶ 保護処分中の社会奉仕命令・受講命令の時間を、現行の最長 100 時間から 200 時間に延長した。
- 臨時措置の執行及び被害者の臨時措置変更申請権の新設(第 29 条の 2)
  - ▶ 臨時措置の執行を決定する者が、加害者に臨時措置の内容、不服申し立ての方法、違反時の処罰等を告知するようにした。
  - ▶ 判事が隔離または接近禁止の臨時措置をとった後、被害者または家族構成員が住居や職場等を変えた際に、被害者または家族構成員が管轄裁判所に臨時措置決定変更を申請できるようにした。
- 監護委託機関の加害者教育実施の義務化(第 40 条第 6 項):監護委託機関(「家庭内暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が定める保護施設)で加害者に対する教育を実施するように義務化した。
- 過料の上限引上げ(案第 65 条):召喚に応じない者、報告書または意見書の提出要求に応じない者、保護処分中の社会奉仕・受講命令、保護観察、監護委託、治療委託、相談委託処分を履行しない者に対する過料の上限を、現行の 100 万ウォンから 500 万ウォンに引き上げた。

#### (5) 2011 年 7 月 25 日の改正<sup>13</sup>

##### ▣ 改正理由

家庭内暴力犯罪の発生時に、被害者を保護するための司法警察の実質的な初期対応が不十分であるという批判が多く、また現行の被害者保護措置が、臨時措置や保護処分の一環として加害者に対する制裁措置に付随する形になっており、被害者を保護するには不十分な制度設計であるという指摘があった。そのため司法警察に、初期介入時に臨時的に緊急隔離、または接近禁止措置ができる権限を与え、被害者の安全を確保するとともに、被害者が直接裁判所に保護命令を請求することができる「被害者保護命令制度」を導入し、被害者が自身の安全と保護のための方策を、自主的に講じる権限が強化された。

<sup>13</sup> 議案情報システム

<[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_C1N1Y0X6R2G7A1P6H5P8T3G5Q7G9O1](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C1N1Y0X6R2G7A1P6H5P8T3G5Q7G9O1) 最終閲覧:  
2021 年 2 月 21 日>

▫ 主な内容

- 司法警察が応急措置をとったにもかかわらず、家庭内暴力犯罪が再発する恐れがあると認められる場合には、職権または被害者やその法定代理人の申請によって、緊急臨時措置を講じることができるようになった(第 8 条の 2 新設)。
- 緊急臨時措置をとった場合には、司法警察は遅滞なく検事に臨時措置を申請し、検事は裁判所に臨時措置を請求することが定められた。ただし、検事が臨時措置を請求しなかったり、裁判所が臨時措置の決定を下さなかった場合には、直ちに緊急臨時措置を取り消さなければならない(第 8 条の 3 新設)。
- 家庭内暴力の被害者またはその法定代理人は、裁判所に被害者保護命令を請求することができ、判事は家庭内暴力から被害者を保護するために必要であると認められる場合には、加害者に、被害者及び家族構成員の住居からの退去、被害者及び家族構成員の住居または職場等から 100 メートル以内の接近禁止、加害者の親権制限等の被害者保護命令を下すことができるようになった(第 55 条の 2 新設)。
- 被害者保護命令または臨時保護命令を受けたにもかかわらず、加害者がそれに従わない場合、2 年以下の懲役または 2 千万ウォン以下の罰金に処することが定められた(第 63 条)。

**(6) 2012 年 1 月 17 日の改正<sup>14</sup>**

▫ 改正理由

- 常習的な家庭内暴力犯罪に対する処罰の規定がなく、再発防止に不十分な点があったため、保護処分 of 常習違反者、被害者保護命令・臨時保護命令の常習未履行者に対する処罰を新設した。
- 家庭内暴力犯罪は生活の中で発生する犯罪であり、早期に対応しなければ、その被害が反復的・持続的に起こり得るが、その予防には不十分な点があった。そのため、家庭内暴力犯罪の申告義務者の範囲を拡大し、申告義務の違反に対する処罰規定を設けた。
- これまで、家族構成員による性犯罪は、家庭内暴力犯罪とは規定されていなかった。そのため家庭内暴力の被害者が、本法及び「家庭内暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく保護と支援を受けることが難しくなったり、排除されたりしないよう、家族構成

---

<sup>14</sup> 議案情報システム

<[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_F111L1W2S2X7T2E3S4D1C5M9F0Z9D7](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_F111L1W2S2X7T2E3S4D1C5M9F0Z9D7) 最終閲覧:  
2021 年 2 月 21 日>

員による性犯罪を家庭内暴力犯罪と規定した。

▫ 主な内容

- 家族構成員による性犯罪を家庭内暴力犯罪と規定した(第 2 条第 3 号ホ目新設)。
- 職務中に知り得た家庭内暴力犯罪を申告する申告義務者を追加した(第 4 条第 2 項第 4 号から第 7 号まで新設)。
- 常習的に保護処分等に違反した加害者に、3 年以下の懲役や 3 千万ウォン以下の罰金に処し、処罰を重くした(第 63 条第 2 項新設)。
- 家庭内暴力犯罪を早期発見及び予防するため、申告義務の違反に対する処罰の規定を設けた(第 66 条新設)。

**(7) 2014 年 1 月 28 日の改正<sup>15</sup>**

▫ 改正理由と主な内容

「児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法」の制定に基づき、児童虐待犯罪に該当する場合には、家庭内暴力処罰法に優先的に適用するために、他の法律との関係を改正した(第 3 条)。

**(8) 2014 年 12 月 30 日の改正<sup>16</sup>**

▫ 改正理由

家庭内暴力犯罪に類似強姦罪を追加し、家庭内暴力の申告義務者に「健康家庭基本法」に基づく「健康家庭支援センター」の従事者とそのセンターの長を追加し、被害者の身辺安全措置を拡大する等、家庭内暴力犯罪による被害者と家族構成員の人権保護を強化した。

▫ 主な内容

- 家庭内暴力犯罪に類似強姦罪を追加し、家庭内暴力犯罪によって破壊された家庭の平和と安定を回復して健全な家庭を築き、被害者と家族構成員の人権を保護することを規定した(案第 2 条第 3 号ホ目)。
- 家庭内暴力の申告義務者に、「健康家庭基本法」に基づく「健康家庭支援センター」の従事者とそのセンターの長を追加した(第 4 条第 2 項第 8 号新設)。

---

<sup>15</sup> 議案情報システム

<[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_B1V2J0P9B0S4N1C7R4H5L1J4S3B3E6](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B1V2J0P9B0S4N1C7R4H5L1J4S3B3E6) 最終閲覧日: 2021 年 2 月 21 日>

<sup>16</sup> 議案情報システム

<[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_Z1L4M1T2N0L5Q2Q1Z4S5K2C6F9D9J7](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Z1L4M1T2N0L5Q2Q1Z4S5K2C6F9D9J7) 最終閲覧日: 2021 年 2 月 21 日>

- 被害者が家庭保護事件等及びその他の家事訴訟手続きに参加したり、面接交渉権を行使する場合等には、被害者保護命令の他に、被害者に対する身辺安全措置がとれるようにする(第 55 条の 2 第 5 項及び第 6 項新設)。
- 加害者が正当な事由なく警察の緊急臨時措置を履行しない場合は、300 万ウォン以下の過料を科す(第 65 条第 2 項新設)。

## (9) 2020 年 10 月 20 日の改正<sup>17</sup>

### ▣ 改正理由

- 家族内暴力を家庭内の問題であるとみなして放置せず、社会が積極的に介入し健全な家庭の育成及び家庭の平和と安定の回復を図るために法律が制定されたにもかかわらず、家庭内暴力の予防と被害者の保護に不十分な点があるという指摘があり、一部不足する点を改善・補完しようとするものである。

### ▣ 主な内容

- 家庭内暴力犯罪に「刑法」の住居侵入罪と不退去罪及び「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」のカメラ等を用いた撮影犯罪等を追加した(第 2 条第 3 号)。
- 有罪判決を受けたり、略式命令を告知された家庭内暴力の加害者に、受講命令または家庭内暴力治療プログラムの履修命令を併科することができるようにし、それを履行しない場合には刑事処罰できるようになった(第 3 条の 2 及び第 63 条第 4 項新設)。
- 応急措置事項に現行犯の逮捕を明示し、被害者に被害者保護命令または身辺安全措置を請求することができることを、被害者に通知するよう規定した(第 5 条)。
- 臨時措置に「相談所等への相談委託」を追加し、臨時措置及び被害者保護命令中の接近禁止措置を、特定の場所だけではなく、「被害者または家族構成員から 100 メートル以内」についても可能にした(第 29 条及び第 55 条の 2 第 2 号)。
- 検事も被害者保護命令の請求等ができるようにし、被害者保護命令に「面接交渉権行使の制限」を追加して、被害者保護命令の期間及び合算処分期間を延長した(第 55 条の 2、第 55 条の 3 及び第 55 条の 8)。
- 接近禁止等の臨時措置の違反時には、懲役または罰金に処する(第 63 条第 2 項の新設及

<sup>17</sup> 議案情報システム

<[https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_N2W0H0A9A2K3U1M2L5E4C2Z8G3Y3T6](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N2W0H0A9A2K3U1M2L5E4C2Z8G3Y3T6) 最終閲覧日:2021 年 2 月 21 日>

び第 65 条第 4 号の削除)。

## II. 家庭保護事件の処理手続き

### ▣ 家庭保護事件の定義

家庭保護事件とは、家族構成員間で発生する家庭内暴力犯罪のうち、検事が裁判所に臨時措置を申請したり家庭保護事件として送致した事件、または裁判所で起訴された刑事事件の審理中に家庭保護事件として送致した事件のことをいう。家庭内暴力犯罪は、刑事的処罰だけでなく家庭内暴力処罰法に基づく保護処分の対象となる。その他にも被害者保護命令事件がある。<sup>18</sup>

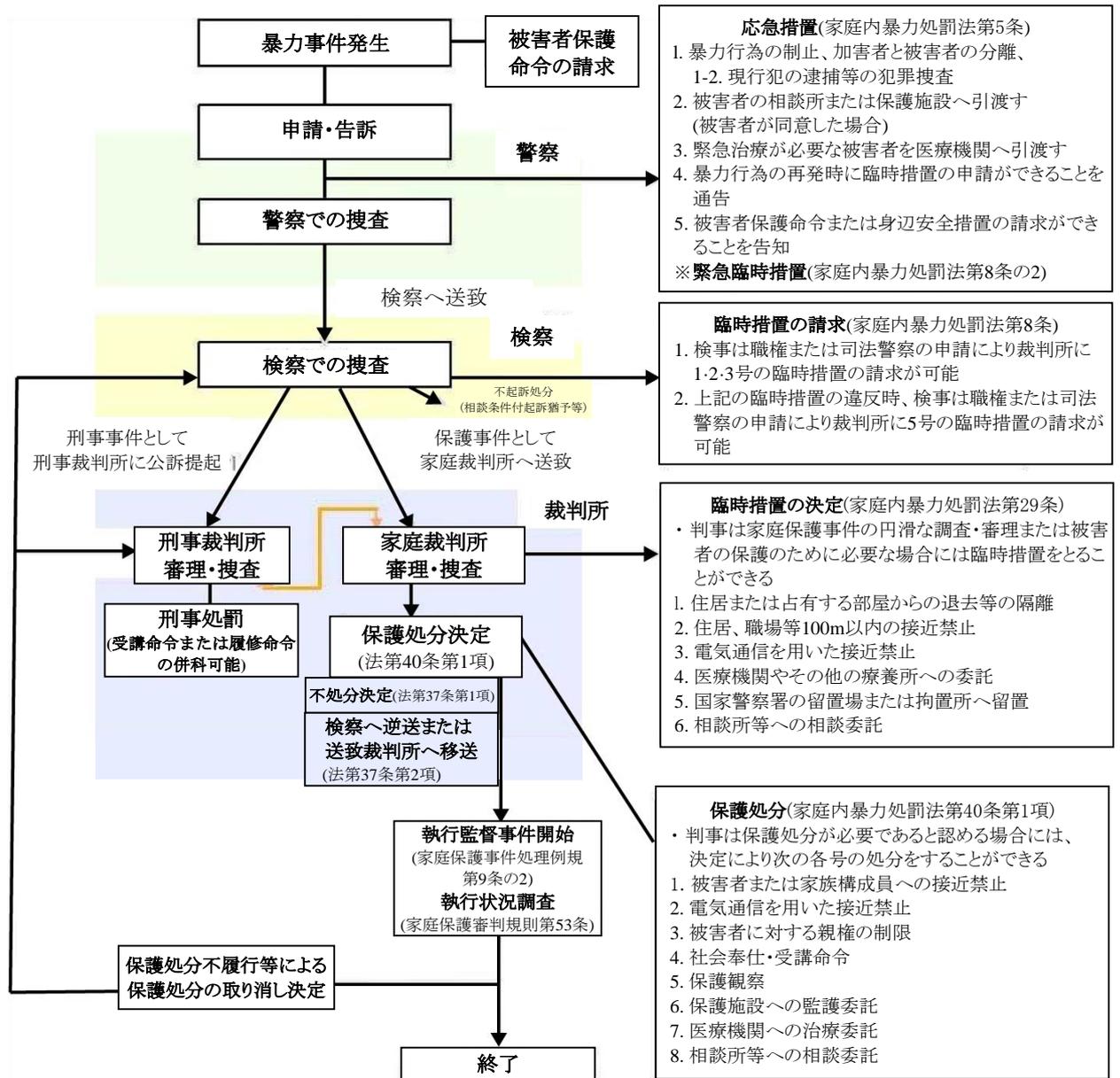
### ▣ 家庭保護事件の手続きの概括

- 家庭保護の手続きは 1. 家庭内暴力犯罪の発生と申告、2. 警察段階、3. 検察段階、4. 裁判所段階に分けられる。
- 1. 家庭内暴力事件の発生 → 警察に申告、告訴 → 警察出動 → 2. **警察** 応急措置 → 警察の捜査(臨時措置申請)、検察に送致 → 3. **検察** 臨時措置の請求、捜査後裁判所に送致 → 4. **判事** 検事の請求または職権による臨時措置の決定、調査・審理 → 家庭内暴力処罰法に基づく保護処分の処分等と執行監督

---

<sup>18</sup> 被害者保護命令事件:家庭内暴力処罰法は、家庭内暴力犯罪の被害者を保護するために、被害者またはその法定代理人が捜査機関と訴追機関(2020年10月20日の改正で検事も請求可能)を経ずに、自ら安全と保護のために裁判所に直接保護を要請することができる被害者保護命令制度を規定している(法第55条)。

<家庭保護事件の手続き><sup>19</sup>



<sup>19</sup> ソウル家庭裁判所、家庭保護調査管理モデル実務便覧(改訂版)、2017、5 頁の図を 2020 年 10 月 20 日の家庭内暴力処罰法の改正内容に含めて修正した。

## 1. 家庭内暴力犯罪の申告・告訴

### 1) 申告

- 誰でも、家庭内暴力犯罪であると知り得た場合には、捜査機関に申請することができる。
- 次のいずれか一つの職務を遂行していて家庭内暴力犯罪であると知り得た場合には、正当な事由がない限り、直ちに捜査機関に申告しなければならない。
  - ① 児童の教育と保護を担当する機関の従事者とその機関の長、② 児童、60 歳以上の高齢者、その他判断能力が低いとされる者の治療等を担当する医療関係者及び医療機関の長、③ 老人福祉法に基づく老人福祉施設、児童福祉法に基づく児童福祉施設、障害者福祉法に基づく障害者福祉施設の従事者とその機関の長、④ 多文化家族支援法に基づく、多文化家族支援センターの専門人材とその長、⑤ 結婚仲介業の管理に関する法律に基づく、国際結婚仲介業者とその従事者、⑥ 消防基本法に基づく救助隊・救急隊の隊員、⑦ 社会福祉事業法に基づく社会福祉専担公務員、⑧ 健康家庭基本法に基づく、健康家庭支援センターの従事者とそのセンターの長が上の申告義務者に該当する(法第 4 条第 1 項・2 項)。
- 児童福祉法に基づく児童相談所、家庭内暴力防止法に基づく家庭内暴力関連の相談所及び保護施設、性暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、性暴力被害相談所及び保護施設に勤務する相談員とその機関の長は、被害者または被害者の法定代理人等との相談によって、家庭内暴力犯罪であることが判明した場合には、家庭内暴力の被害者の明示的な反対意見がなければ直ちに申告しなければならない(法第 4 条第 3 項)。

### 2) 告訴

- 被害者またはその法定代理人は加害者を告訴ことができ、被害者の法定代理人が加害者である場合、または加害者と共同で家庭内暴力犯罪を犯した場合には、被害者の親族が告訴することができる。被害者は、刑事訴訟法第 224 条にかかわらず、加害者が本人または配偶者の直系尊属である場合にも告訴することができる。法定代理人が告訴する場合も同様である。
- 被害者に告訴する法定代理人や親族がいない場合には、利害関係人の申請があれば、検事は 10 日以内に告訴することができる者を指定しなければならない(法第 6 条)。

### 3) 補助人

- 加害者は、本人の家庭保護事件の補助人を選任ことができ、弁護士、加害者の法定

代理人・配偶者・直系親族・兄弟姉妹、相談所等の相談員とその機関の長は、補助人になることができる。

- ただし、弁護士ではない者を補助人として選任しようとする場合には裁判所の許可を受けなければならない、判事はいつでもその許可を取り消すことができる(法第 28 条、家庭保護審判規則(以下「規則」という)第 24 条 2 項)。

## 2. 警察段階

### 1) 応急措置

- 進行中の家庭内暴力犯罪についての申請を受けた司法警察は直ちに現場に向かい、① 暴力行為の制止、家庭内暴力の加害者と被害者の分離、現行犯逮捕等の犯罪捜査、② 被害者の家庭内暴力関連相談所または保護施設への引渡し(被害者が同意した場合に限る)、③ 緊急治療が必要な被害者の医療機関への引渡し、④ 暴力行為の再発時には法第 8 条に基づき退去及び隔離、または接近禁止等の臨時措置を申請することができることをの被害者への通知、⑤ 被害者保護命令または身辺安全措置の請求ができることを告知しなければならない(法第 5 条)。

### 2) 臨時措置の申請と緊急臨時措置

- 司法警察は検事を通して裁判所に、法第 29 条第 1 項第 1 号の被害者または家族構成員の住居または占有する部屋からの退去等の隔離、第 2 号の被害者または家族構成員の住居、職場等から 100 メートル以内の接近禁止、第 3 号の被害者または家族構成員に対する電気通信基本法第 2 条第 1 号の電気通信を用いた接近禁止の臨時措置の請求を申請することができる。
- 司法警察は、法第 5 条に基づき応急措置を執行したにもかかわらず、家庭内暴力犯罪が再発する恐れがあり、緊急で裁判所の臨時措置決定を受けられない場合には、職権または被害者やその法定代理人の申請に基づき、法第 29 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれか一つに該当する措置(以下、「緊急臨時措置」とする)をとることができる。
- 司法警察が緊急臨時措置をとった場合には、直ちに緊急臨時措置決定書を作成しなければならない、緊急臨時措置決定書には犯罪事実の要旨、緊急臨時措置が必要な事由等を記載しなければならない。
- 緊急臨時措置がとられた場合には、司法警察は遅滞なく検事に臨時措置を申請し、申請を受けた検事は裁判所に臨時措置を請求しなければならない。この場合、臨時措置の請求

は緊急臨時措置がとられた時点から 48 時間以内に請求しなければならず、検事は司法警察が作成した緊急臨時措置決定書を、裁判所に提出しなければならない。検事が臨時措置を請求しなかったり、裁判所が臨時措置の決定をしなかった場合には、司法警察は直ちに緊急臨時措置を取り消さなければならない。

### 3) 事件の送致

- 司法警察は、家庭内暴力犯罪を迅速に捜査して、事件を検事に送致しなければならない。この場合、司法警察は、該当する事件を家庭保護事件として処理するのが適切であるのか否かに関する意見を提示することができる(法第 7 条)。

## 3. 検察段階

### 1) 臨時措置の請求

- 検事は、家庭内暴力処罰法第 5 条の規定に基づく応急措置を執行したにもかかわらず、家庭内暴力犯罪が再発する恐れがあると認められる場合には、職権または司法警察の申請により、裁判所に家庭内暴力処罰法第 29 条第 1 項第 1 号の被害者または家族構成員の住居または占有する部屋からの退去等の隔離、第 2 号の被害者または家族構成員の住居、職場等から 100 メートル以内の接近禁止、第 3 号の被害者または家族構成員に対する電気通信基本法第 2 条第 1 号の電気通信を用いた接近禁止の臨時措置を請求することができる(法第 8 条第 1 項)。
- 加害者が、第 1 項の請求に基づいて決定された臨時措置に違反して、家庭内暴力犯罪が再発する恐れがあると認められる場合には、職権または司法警察の申請により、裁判所に第 29 条第 1 項第 5 号(国家警察署の留置場または拘置所への留置)の臨時措置を請求することができる(法第 8 条第 2 項)。しかし、検事は第 29 条第 1 項第 4 号の医療機関やその他の療養所への委託の臨時措置は請求できない。

### 2) 家庭保護事件の処理

- 検事は、家庭内暴力事件を捜査した後に、相談条件付起訴猶予(法第 9 条の 2)<sup>20</sup>等の不起

---

<sup>20</sup> 検事は、家庭内暴力事件を捜査した結果、家庭内暴力加害者の性向の矯正のために必要であると認められる場合には、相談条件付起訴猶予処分を下すことができる(法第 9 条の 2)。毎年検察に検挙された家庭内暴力事件のうちの 2~3%に相談条件付起訴猶予を実施しているが、最近は減少の傾向を見せている(イ・スンヒョン、家庭内暴力処罰法を通して見た立法争点と改善法案、梨花ジェンダー法学、11(2)、2019、98 頁。；イ・ヘンスク、コン・ミへ、妻への

訴処分、刑事事件としての公訴提起(略式命令を含む)、家庭保護事件の送致等で処理することができる。

- 検事は、家庭内暴力犯罪としての事件の性質・動機及び結果、加害者の性向・性行等を考慮して、家庭内暴力処罰法に基づく保護処分を行うのが適切であると認められる場合には、家庭保護事件として処理することができ、この場合、検事は被害者の意思を尊重しなければならない(法第 9 条第 1 項)。被害者が処罰を願わなかったり、処罰を願う意思表示が撤回された場合でも、検事は被害者の明示的な意思に反して家庭保護事件として処理することができる。
- 家庭保護事件として処理する場合、検事はその事件を管轄家庭裁判所に送致しなければならない。家庭内暴力犯罪とその他の犯罪が競合する場合には、家庭内暴力犯罪に係る事件のみを分離して、管轄裁判所に送致することができる(法第 11 条第 1 項・2 項)。裁判所も、刑事事件として起訴された事件を審理した結果、家庭内暴力処罰法に基づく保護処分を行うのが適切であると認められる場合には、事件を家庭保護事件の管轄裁判所に送致することができる。この場合にも、被害者の意思を尊重しなければならない(法第 12 条)。

#### 4. 裁判所段階

##### 1) 調査・審理

- 裁判所が家庭保護事件を調査・審理する際、医学・心理学・社会学・社会福祉学・その他の専門的な知見から、加害者・被害者、その他の家族構成員の性向・性行・経歴・家庭状況や家庭内暴力犯罪の動機・原因及び実態等を明らかにして、適正に処分されるよう努力しな

---

殴打加害者に対する相談条件付起訴猶予制度の女性主義的批判、ジェンダーと社会 30、2019、48 頁。) 事案が重大でなく被害者が処罰を願わない場合には、家庭構成員の和合と治癒のために活用するが、家庭内暴力の加害者に専門的な相談が必要であると判断される場合や、家庭内暴力の加害者にアルコール中毒等があつて持続的に観察と相談が必要であると判断される場合には、20 時間ないし 40 時間以内の相談条件付起訴猶予を実施している。また、短期的な教育で家庭内暴力の加害者の性向の矯正が可能であると判断される場合は、8 時間ないし 16 時間の保護観察所の教育プログラムの履修を条件とする教育条件付起訴猶予を実施する(ユン・ジョンスク、イ・スンヒョン、パク・ミラン、キム・ミスク、キム・ユギョン、キム・ジミン、パク・ミラン、家庭内暴力犯罪の減少及び予防のための社会安全網の強化に関する研究、韓国刑事政策研究院、2017、107 頁。)。相談条件付起訴猶予制度に対する評価は多様である。この制度自体が家庭内暴力を軽微な事件と思わせる要素として作用しており、実務事例で暴力の程度が重い場合にも相談条件付起訴猶予を適用する事例が発生していて問題となった(イ・スンヒョン、99 頁)。しかし、この制度は単純な起訴猶予ではなく、相談を条件として加害者の行動の変化を誘導する点で価値があり(パク・ソヒョン、家庭内暴力の家父長性の分析による法制度の改善に関する研究、梨花女子大学校博士学位論文、2013、137 頁)、また家庭内暴力事件で事案の軽重または加害者及び被害者の事情等を総合的に考慮して多様に適用できるという点で肯定的な要素として作用し得る。家庭内暴力の事案発生時から裁判所の処分を受けるまでは相当な時間が必要となるため、家庭内暴力の加害者に対する条件付起訴猶予によって早期に更正教育プログラムに参加させることにより、再発防止に寄与するという点でその意義もある(イ・スンヒョン、100 頁)。

なければならない(法第 19 条)。

- 家庭保護事件の調査・審理のために、家庭保護事件調査官(以下「調査官」という)を置く(法第 20 条)。また裁判所は、専門家に加害者の精神状態の診断所見及び家庭内暴力犯罪の原因に関する意見照会を行うことができる(法第 22 条第 1 項)。
- 被害者の申請がある場合、被害者を証人として審問し、被害者に意見陳述権を与えなければならない(法第 33 条第 1 項・2 項)、家庭内暴力の加害者は、弁護士等を補助人として選任することができる(法第 28 条第 1 項・2 項)

## 2) 臨時措置

- 判事は、家庭保護事件の円滑な調査・審理、または被害者の保護のために必要であると認められた場合、次の各号の臨時措置をとることができる(法第 29 条第 1 項)。また裁判所は、臨時措置を決定した場合には、検事と被害者に通知しなければならない。
- 臨時措置は、1 号:加害者の、被害者または家族構成員の住居または占有する部屋からの退去等の隔離、2 号:被害者の住居、職場等から 100 メートル以内の接近禁止、3 号:被害者または家族構成員に対する電気通信法第 2 条第 1 号の電気通信を用いた接近禁止、4 号:医療機関やその他の療養所への委託、5 号:警察署の留置場または拘置所への留置、6 号:相談所等への相談委託である。1~3 号は 1 回につき 2 ヶ月間・2 回まで延長可能、4 号~6 号は 1 回につき 1 ヶ月間・1 回のみ延長可能である。

## 3) 不処分決定

- ①判事は、家庭保護事件を審理した結果、保護処分をすることができないか、する必要がないと認められた場合<sup>21</sup>、②事件の性質・動機及び結果、加害者の性向・性行・習癖等に照らして、家庭保護事件として処理することが適当でない<sup>22</sup>と認めた場合<sup>22</sup>には、不処分決定を行う。
- ②の場合には、管轄裁判所に対応する検察へ逆送、または事件を送致した裁判所に移送しなければならない。

---

<sup>21</sup> 加害者が死亡したり、犯罪事実が認められない場合。また、犯罪事実は認められるが、全体の事情を考慮し、敢えて保護処分をせず不処分<sup>21</sup>で終了する方が妥当であると判断されることもある。実務上では、事案が比較的軽く、家庭内暴力犯罪歴がなく偶発的に単発で起こったケースや、加害者と被害者が和解したり既に婚姻関係が解消されて、暴力再犯の危険性がないと判断されるケース等がある。

<sup>22</sup> 保護処分ではなく、刑事手続きで刑罰を与えることが妥当であると判断される場合。暴力行為及び被害の程度が極めて深刻で、懲役等の刑事処罰が適切であると判断されるケース、暴力行為に対する反省がみられず、刑事処罰が適切であると判断されるケース、加害者が暴力行為の有無について激しく争い、保護処分を受け入れないケース等がある。

## ▣ 検察への逆送

- ①家庭保護事件として裁判所に送致された事件のうち、加害者の所在が不明で 1 年以上動向を把握することができず、事件を管轄裁判所に対応する検察庁検事に送致した場合(法第 27 条第 2 項)、②裁判所が家庭保護事件を審理した結果、事件の性質上、家庭保護事件として処理することが不適切であるとし(不処分決定)(法第 37 条第 1 項第 2 号)、再び管轄裁判所に対応する検察庁の検事に送致した場合(法第 37 条第 2 項第 1 号)、③加害者が第 40 条第 1 項第 4 号ないし第 8 号の保護処分の決定を履行しなかったり、その執行に応じない際に、裁判所が保護処分を取り消して、その事件に対応する検察庁検事に送致した場合(第 46 条第 1 号)がある。
- ①の場合、検事は、加害者の所在が明らかになれば、再び家庭保護事件として裁判所に送致することができる。

## ▣ 送致した裁判所への移送

①裁判所が、家庭保護事件を審理した結果、事件の性質上、家庭保護事件として処理することが不適切であるとし(不処分決定)(法第 37 条第 1 項第 2 号)、再び送致した裁判所に移送した場合(法第 37 条第 2 項第 1 号)、②加害者が保護処分を履行しなかったり、その執行に応じない際に、裁判所が保護処分を取り消して、再び送致した裁判所に移送した場合(第 46 条第 2 号)である。

## 4) 保護処分の決定<sup>23</sup>

判事は、審理の結果、保護処分が必要であると認められる場合には、次の各号のいずれか一つに該当する処分を行うことができ、各号の処分は併科することができる。

### (1) 保護処分の意義

- 家庭内暴力によって破壊された家庭の平和と安定を回復して健全な家庭を築き、被害者と

---

<sup>23</sup> 2018 年度に裁判所に受け付けられた家庭保護事件の処分は、不処分が 39.7%(7,301 件)、保護処分が宣告されたケースは 59.3%(10,936 件)であった。単純処分のうち、最も多く宣告された保護処分は相談委託処分(8 号)で、全体の 27.0%(4,984 件)を占めた。次いで、社会奉仕と受講命令処分(4 号)、保護観察処分(5 号)の順に件数が多い。一方、併科処分は全体の 12.7%を占めた。また、単純処分のほとんどを占める相談委託処分(8 号)は、2009 年には 17.5%であったが、持続的に増加し、2018 年には 27.0%を記録した。複数の処分を宣告する併科処分の割合は、2009 年は 22.6%、2018 年は 12.7%であり、大幅に減少している(最高裁判所、司法年鑑、各年度、法務研修院(注 1)、325-326 頁から再引用)。

家族構成員の人権を保護するという家庭内暴力処罰法の目的を達成するために、適切な保護処分が行われなければならない。

- 家庭内暴力の様相と程度及び加害者と被害者の関係、加害者の性向・性行、再犯のリスク等、複合的な要素から、総合的な判断により保護の必要性に応じた保護処分を決定する。

## (2) 保護処分の種類

### ▣ 1号:加害者が、被害者または家族構成員に接近する行為の制限

### ▣ 2号:加害者が、被害者または家族構成員に電気通信基本法第2条第1号の電気通信を用いて接近する行為の制限

- 1号と2号の保護処分は、加害者が被害者または家族構成員に場所的に接近する行為と、電話等の電気通信を介した接近の行為を制限する保護処分であり、被害者を保護し、暴力の再発を防止する効果的な手段となり得る。
- 反面、加害者と被害者の別居を命ずることは、和解や家族の再構築、またはそのためのコミュニケーションを阻害する要因となり得るため、暴力の程度、事件以降の状況、被害者の意見等を総合的に考慮すべきである。また、加害者と被害者が離婚訴訟を進めることにより、未成年の子供の面接交渉等に影響を与え得るという点も考慮する。
- 持続的に暴力を受けてきたにもかかわらず、被害者が経済的な理由、または加害者が子供の父であるという理由で加害者への処罰を願わないとしても、保護処分を科すことができる。ただし1号と2号の処分は、被害者の意思に反して決定するのが難しい場合もある。1号と2号の処分は、同居関係を解消したり、離婚した夫婦の一方が過去の配偶者を訪ねて暴力をふるった場合、事件当時には同居中であったが、現在離婚または別居を計画している場合、暴力再発のリスクがあり同居中の被害者が願う場合、加害者が子供に暴力をふるい子供が加害者に会うのを恐れている場合に決定が考慮される。

### ▣ 3号:加害者の親権行使の制限

- 加害者の親権の行使制限を命ずる保護処分は、加害者が親権者であり、被害者が未成年の子供である場合に考慮される。
- 3号の処分を決定する場合には、期間が限定的ではあるが親権者が変更することになり養育問題が発生し得るため、あまり活用されていないものと思われる。また、2014年9月29日に児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法が施行されてから、被害者が児童である場合に

は児童保護事件として扱われるため、家庭保護事件ではほとんど活用されていない状況である。

#### ▣ 4号:保護観察等に関する法律に基づく社会奉仕・受講命令

##### ◆ 社会奉仕命令<sup>24</sup>

- 保護観察所で指定する老人福祉館、児童保育園、障害者福祉館等での労務に従事することを命ずる処分、制裁的な効果はあるが、更正の面では、受講命令や相談処分より効果が弱いとされる。
- 加害者に特化した別個のプログラムで運営されるものではないため、暴力の程度が深刻である場合、常習的な加害者に対し制裁を加えたり反省を促したりする必要がある場合、子供が老齢の親に暴力をふるった場合、加害者の学習能力等により受講命令や相談処分の履行が難しい場合等には、4号の社会奉仕命令が考慮される。

##### ◆ 受講命令<sup>25</sup>

- 保護観察所で家庭内暴力に関する更生教育を受けるよう命ずる処分、加害者の暴力性の矯正及び家庭内暴力が犯罪であるという認識を高めるために、一定期間の教育が必要な場合に活用される。
- 40時間の受講命令処分が下されると、一日8時間ずつ、5日間連続で更生教育に参加しなければならない。加害者の仕事に支障をきたさないよう日程を設定するが、加害者の参加可否、教育水準及び理解水準を考慮する必要がある。

---

<sup>24</sup> 有罪が認められたり、保護処分等の必要性が認められた者に対して、一定の時間無報酬で社会に有益な勤労をできるように命じ、社会に対する奉仕活動を通して犯罪被害の賠償及び贖罪の機会を提供する制度である。

<<https://www.cppb.go.kr/cppb/707/subview.do> 最終閲覧日:2021年2月20日>

<sup>25</sup> 受講命令は、精神的・心理的原因により誤った問題認識や行動習慣を持つ者や、同種の犯行を繰り返すリスクが大きい麻薬、飲酒運転、家庭内暴力、性暴力等の犯罪者に対して、一定期間教育と治療を受けるようにし、性向・性行を改善して積極的に再犯を防止しようとする制度である。法務部は、教育・治療プログラムの専門性の向上及び効率化のために、広域単位の地方自治体にプログラム実施センター(韓国では「受講執行センター」と呼ぶ)を設置し、各種のプログラム実施機能を統合した。臨床心理士、精神保健社会福祉士、専門カウンセラー等によって、性暴力・家庭内暴力・薬物・アルコール治療プログラムが実施されている。家庭内暴力のプログラムの主な内容は、①家庭内暴力の犯罪性及び自己責任に対する認識、②家庭内暴力に関する誤った認知の変革、③怒り・ストレス・飲酒等の暴力誘発要因に対する対処方法の習得等で構成される。<<https://www.cppb.go.kr/cppb/709/subview.do> 最終閲覧日:2021年2月20日>また、家庭内暴力の受講命令は2014年1,492件、2015年1,896件、2016年3,282件、2017年4,120件、2018年3,482件、2019年3,676件が執行された。2019年末現在、センターは全国10か所の保護観察所に設置され、2019年の全国における家庭内暴力受講命令の執行3,676件のうち78.4%に相当する2,881件が、上記センターにおいてプログラムを実施した(法務部犯罪予防政策局、2020年犯罪予防政策の統計分析、203頁、209頁)。受講命令と社会奉仕命令は、その効果的な執行のために、5号保護観察処分と併科するのが一般的である。

#### ▣ 5号:保護観察等に関する法律に基づく保護観察

- 定期的に加害者を保護観察所に出向かせ、普段の遵守事項の履行の有無及び家庭生活の状況について監察を受ける処分である。
- 常習的な暴力ではなく、被害者と和解して被害者も処罰を願わず、暴力の再発リスクが小さいと判断される場合に単独で決定されることもあるが、他の処分の履行状況を監察するために併科する場合も多く、1号、4号、8号とよく併科される処分である。
- 保護観察処分時に、保護観察官が被害者の面談及び家庭訪問等を行うが、被害者の調査ができない場合や、被害者が自らを保護する能力が不足すると判断される場合に活用できる保護処分である。その他、加害者と受託機関の性格が合わず、第3の機関の助けを借りなければならない場合、児童問題、青少年問題、老人問題、嫁姑の葛藤等の夫婦間以外で発生した家庭内暴力の場合、被害者に経済的な苦痛を加重させないために加害者の勤務地を考慮しなければならない場合、加害者が受託機関以外の機関で適切な治療及び相談を受けている場合等に、保護観察の特別遵守事項を活用することもある。

#### ▣ 6号:保護施設への監護委託<sup>26</sup>

#### ▣ 7号:医療機関への治療委託

- 加害者が暴力を行使する理由が、主に精神疾患やアルコール依存に起因し、治療と療養が必要であると判断される場合に、医療機関に治療を委託する処分である。治療委託処分は、調査官の心理評価や診断専門家の活用及び治療委託臨時措置等の慎重な手続きを経て考慮される。
- 事件記録や裁判過程では明らかにされなかったが、調査過程でアルコール依存や精神疾患等が疑われた場合には、積極的に心理テストや診断専門家を活用する必要がある。しかし、加害者の特性に合った受託機関が少ないことが課題である。また治療委託の場合、入院治療と通院治療の判断は治療委託機関に一任される。
- 2020年1月現在、ソウル家庭裁判所の治療委託機関は次のとおりである。

---

<sup>26</sup> 家庭内暴力防止法が定める保護施設に6ヶ月の範囲内で監護委託する処分である。監護委託処分は、加害者の居住・移転の自由を制限する施設内処遇であるという点で最も強力な制裁手段である。しかし、家庭内暴力防止法で定める保護施設は被害者を保護するための施設であって、加害者の収容には適さず、現実的には受託機関の指定と処分が難しい実情である。

	機関名	指定年度
7 号 機 関	国立精神健康センター	1998
	京畿道議政府医療院議政府病院	1998
	ソウル大学校病院	1998
	財団法人中毒研究財団カーフ聖母病院	2005
	ソウル特別市恩平病院	2005
	ヨルリンマウル精神健康医学科医院	2006
	タサラン中央病院	2007
	アルコール依存者社会復帰施設カリタス	2007

#### ■ 8号:相談所等への相談委託

- 相談委託は個人及びグループ相談によって加害者の暴力性向を改善し、被害者との逆機能的な関係を改善しようとする処分で、受託機関の運営時間、加害者の勤務時間や居住地等を考慮する。
- 原則的に、被害者と加害者の婚姻または同居関係を持続することが望ましいとされるが、加害者の暴力性向が認められる場合や、被害者に一部暴力の誘発原因があると判断される場合、調査官は相談委託処分の意見を述べることができる。ただし、相談委託の意見を提示する場合には、家族関係や、相談の参加に対する加害者の意志等を考慮する。
- 被害者が相談に参加することにより、暴力再発の有無、夫婦関係の改善状況等が確認できるほか、被害者の精神的被害及び自尊心の損傷等を相談過程で治癒することができる。また、極端な葛藤を避けるための対話方法等について、被害者も認識が必要であることから、被害者の相談への参加を調査過程で勧める場合がある。<sup>27</sup>
- 2020年1月現在のソウル家庭裁判所の相談委託機関<sup>28</sup>は次のとおりである。

<sup>27</sup> 調査過程で加害者が相談を拒否したり、被害者が加害者の処罰を願わない場合であっても、相談は無料であること、保護観察所で集団で提供する受講命令とは違って個別相談が可能であること、個別相談の場合には各々の仕事を考慮して柔軟に時間調節が可能であること、被害者相談や夫婦相談を一緒に進められること等、相談が今後の家庭生活に有益であることを説明し、相談委託を受けるように勧める。

<sup>28</sup> 通常は相談機関で週1回程度の相談が行われ、6ヶ月間に約20回前後の相談及び教育が行われる。相談所の状況、加害者の状況、問題の質、被害者の参加の有無等によって、相談日程や内容が変わる。初期に個人相談(1回あたり1時間程度)を行い、その後は加害者同士のグループを作り、集団相談(1回あたり3時間程度)を行うことが多い。女性が加害者の場合、一般的には同質のグループを作ることが難しいため、個人相談を行うか、被害者集団相談と合同で行われる。また、夫婦で相談に対する意見が異なる場合や、双方が加害者で夫婦間の葛藤の解消が必要な場合には、夫婦集団相談が行われる等、相談所の裁量により柔軟な対応がなされる。

	機関名	指定年度
8 号 機 関	蚕室総合社会福祉館(付設-蚕室家庭内暴力相談所)	2014
	法律救助法人韓国家庭法律相談所	1998
	社団法人治癒相談研究院(付設-トンサン家庭内暴力相談所)	2004
	韓国家庭法律相談所中区支部(付設-家庭内暴力関連相談所)	2005
	社団法人アハ家族成長研究所(付設-家庭内暴力相談所)	2007
	恩平総合社会福祉館(付設-恩平家庭内暴力相談所)	2008
	社団法人韓国相談心理研究院 西大門家庭内暴力関連相談所	2008
	月溪ウリ家族相談所	2009
	東大門幸福な心理相談センター	2018
	ヒューセム家族相談センター	2018

### (3) 保護処分期間と変更

- 1号、2号、3号、5号、6号、7号、8号の保護処分の期間は6ヶ月、4号の社会奉仕・受講命令は200時間が上限とされている(法第41号)。
- 保護処分が進められている間に必要であると認められる場合には、裁判所あるいは検事、保護観察官または受託機関の長の請求を受け、それが決定されれば、一回のみ保護処分の種類と期間を変更することができる(法第45条第1項)。この場合、従前の処分の期間を合算して1号から3号まで、及び5号から8号までの保護処分の期間は1年、4号の社会奉仕・受講命令の時間は400時間を上限とする(法第45条第2項)。
- 処分変更の決定をした場合には、遅滞なくその事実を検事、加害者、法定代理人、補助人、被害者、保護観察官及び受託機関に通知しなければならない(法第45条第3項)。

### (4) 保護処分不履行罪

- 第1号から第3号までのいずれか一つに該当する保護処分が確定した後に、それを履行しない加害者には、2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金または拘留に処する(法第63条第1項第1号)。常習的にこのような罪を犯した加害者は、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する(法第63条第3項)。
- 加害者が第4号から第8号までの保護処分を履行しなかったり、その執行に従わなければ、500万ウォン以下の過料を科す(法第68条3号)。また、加害者が第4号から第8号までの保護処分を履行しなかったり、その執行に従わなければ、裁判所の職権により、または検事、被害者、保護観察官または受託機関の長の請求を受け、それが決定されれば、その保護

処分を取り消し、管轄裁判所に対応する検察庁の検事に送致したり、送致した裁判所に移送することができる(法 46 条)。保護処分が進められる間に必要であると認められる場合には、裁判所の職権により、または検事・保護観察官または受託機関の長の請求を受け、それが決定されれば、一回のみ保護処分の種類と期間を変更することができる(法第 45 条第 1 項)。

## 5) 保護処分受託機関の指定と点検

### (1) 概括

- 家庭保護事件で臨時措置及び保護処分の決定等を執行するために、裁判所は受託機関を事前に指定する。裁判所が特定の機関を受託機関として指定するためには、機関への出張等による事前審査をして指定可否を検討する必要があり、受託機関に指定された後も、定期的に受託機関を監査及び監督する必要がある。
- ソウル家庭裁判所の場合には、調査官が受託機関を指定するために事前審査、執行状況の調査、定期的な機関への出張等により受託機関を監査及び監督する。

### (2) 受託機関の指定及び運営

- 第 4 号の社会奉仕・受講命令、第 5 号の保護観察保護処分の場合には、加害者の住所地の管轄に基づき、担当保護観察所が決定される。
- 保護観察所の長は、毎年 11 月 30 日までに、所在地の管轄高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所及び支所の長に、翌年に社会奉仕命令・受講命令を委託して執行する施設・場所等の内訳を通知しなければならないが、新たに委託施設を指定する場合には、10 日以内に同様の方法で裁判所に通知しなければならない(保護観察及び社会奉仕命令等に関する例規第 4 条第 2 項)。
- 第 7 号の治療委託の場合、加害者の治療と環境の調整及び性向・性行の矯正に適切な所ではなければならないが、機関を指定する際は、予めその施設の運営者と協議する(規則第 27 条第 2 項)。
- 8 号の相談委託の場合、相談処分の執行が可能な相談所等の受託機関が必要である。ソウル家庭裁判所の場合、地方自治体や女性家族部の支援を受ける家庭内暴力相談所を中心として受託機関が指定されている。
- 裁判所長・支所長は、毎年 12 月末までに保護処分を施行する受託機関を指定しなければならない(規則第 28 条、第 48 条)。各裁判所はホームページで公告するか、地域内の機関の推薦により 7 号と 8 号の受託機関を募集しており、7 号と 8 号の受託機関の指定を受けよ

うとする医療機関等は、指定の書式による申請書等の書類を添付し裁判長に申請する。

- 調査官は、受託機関に適した候補機関の推薦を受けてリストを作成した後、候補機関に連絡を取り、機関の特性等全般的な現況を把握する。受託機関として適切であると判断した場合には、調査官は機関との事前協議によって日程を調整し、機関への出張調査を行う。調査官は出張調査によって機関の設立、運営主体、主要事業、施設の規模及び構造、場所、人員体制、事業及びプログラムの運営等について調査する。
- 受託機関の指定が決定した場合には、その後の行政手続きが進められるよう、調査官が機関の担当者に関連の手続きを案内する。

### (3) 受託機関の監査

- 裁判所長・支所長は、いつでも調査官や裁判所事務官等に指定された受託機関が、加害者の保護に十分な施設を備えているか否か、その運営状況の調査・報告を求めることができ、不適切であると認められる場合は、その指定を取り消すことができる(規則第 27 条第 3 項)。
- 家庭保護事件の 8 号の処分受託機関は、ほとんどが家庭内暴力相談所であり、家庭内暴力相談所では主に、夫婦関係の改善のための個人相談及び集団相談プログラムを運営している。
- 家庭保護事件の 7 号の処分受託機関の多くは国立及び市立病院であるが、入院治療の場合、病院の事情等の現実的な制限が多く、加害者の居住地と受託機関の物理的距離が処分の履行に大きく影響を与えることがある。したがって、物理的距離等を考慮し、入院治療に対する制限を克服することができる医療機関の発掘及び指定が必要である。

#### ▣ 家庭保護協議会

既に家庭裁判所では保護観察協議会、家庭保護受託機関協議会を別途運営していたが、2017年2月1日から、家庭保護協議会の設置及び運営を規定する例規が<sup>29</sup>施行され、家庭保護事件の担当判事、保護観察所、児童保護専門機関、家庭裁判所の受託機関等の関連機関を統合的に構成し運営することができるようになった。ソウル家庭裁判所では、毎年定期的に家庭保護協議会を開催し、家庭保護事件に関与する様々な受託機関と意見を交わしている。

---

<sup>29</sup>「家庭裁判所の本庁及び支部の運営などに関する例規」第 6 条の 2

#### ▣ 治療委託及び相談委託の費用

- 原則として、加害者の個人負担はない。
- 家庭内暴力の加害者が、委託に必要な費用を負担する経済的能力がないと認められる場合には、委託に必要な費用の全部または一部を国が負担するよう定めて委託することができる(規則第 29 条 3 項、第 49 条)。裁判所は、事実審充実化予算を編成して上・下半期に各家庭裁判所に費用を支援する。<sup>30</sup>
- 相談委託の費用は、受託機関が女性家族部の女性・児童権益増進事業-両性平等基金-家庭・性暴力加害者更生治療プログラム運営費から支援を受ける。上記の運営費は 2019 年には 8 億 9 千 7 百万ウォン、2020 年には 7 億 9 千 1 百万ウォンが策定された。<sup>31</sup>

---

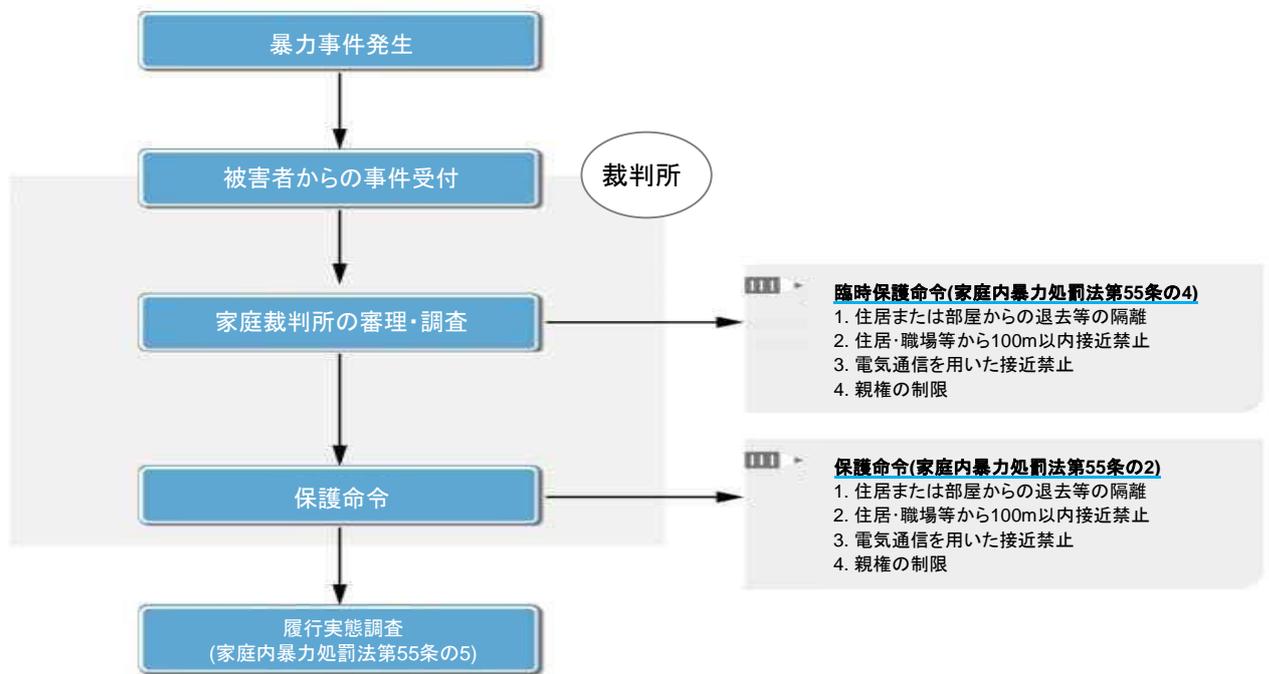
<sup>30</sup> 裁判所行政処、家庭裁判所外部機関連携担当者の業務マニュアル、2020 年 8 月、32-33 頁。

<sup>31</sup> 女性家族部、2020 女性・児童権益増進事業運営指針、2020 年 1 月、52 頁。

## ※ 刑罰と受講命令等の併科※

- 2020年10月20日の家庭内暴力処罰法の改正で、刑罰と受講命令等を併科する条項(法第3条の2)が新設された。その内容は以下のとおりである。
- 裁判所は家庭内暴力の加害者に対し、有罪判決(宣告猶予を除く)を宣告したり、略式命令を告知する場合には、200時間の範囲で再犯予防に必要な受講命令または家庭内暴力治療プログラムの履修命令(以下「履修命令」という)を併科することができる。
- 家庭内暴力の加害者に対する受講命令は、刑の執行を猶予する場合には、その執行猶予期間内で併科し、履修命令は懲役刑の実刑または罰金刑を宣告したり略式命令を告知する場合に併科する。また、裁判所が家庭内暴力の加害者に対し、刑の執行を猶予する場合には、受講命令の他に、その執行猶予期間内に保護観察または社会奉仕のうち一つ以上の処分を併科することができる。
- 受講命令または履修命令は、刑の執行を猶予する場合にはその執行猶予期間内に、懲役刑の実刑を宣告する場合には刑期内に、罰金刑を宣告したり略式命令を告知する場合には刑の確定日から6ヶ月以内にそれぞれ執行する。
- 受講命令または履修命令が刑の執行猶予または罰金刑と併科された場合には、保護観察所の長が執行し、懲役刑の実刑と併科された場合には矯正施設の長が執行する。ただし、懲役刑の実刑と併科された履修命令を全て履行する前に釈放または仮釈放されたり、未決勾留日数の算入等の事由で刑を執行することができなくなった場合には、保護観察所の長が残った履修命令を執行する。
- これによる受講命令または履修命令は、「①家庭内暴力行動の診断・相談、②家族構成員としての基本的な素養を持たせるための教育、③その他、家庭内暴力の加害者の再犯予防のために必要な事項」の内容とする。
- このような履修命令が下された者が、保護観察所の長または矯正施設の長の履修命令履行に関する指示に応じず、「保護観察等に関する法律」または「刑の執行及び収容者の処遇に関する法律」に基づく警告を受けた後、再び正当な事由なくこの履修命令の履行に関する指示に応じなかった場合には、①罰金刑と併科された場合には500万ウォン以下の罰金、②懲役刑の実刑と併科された場合には1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する(法第63条4項)。

### III. 被害者保護命令事件の処理手続き



#### □ 意義

- 被害者保護命令事件は、被害者が直接請求権者になるということが重要であり、裁判所は当事者の請求によって受け付けられた事件を審理し、保護措置の必要性が認められる場合には、加害者に接近禁止等の保護命令を下し、それに違反する場合には刑事処罰をすることが基本骨子となっている。
- 保護命令段階までは民事的手続き、その後の違反行為に対しては刑事的手続きによるといえる。

#### 1. 事件の受付及び審理

- 家庭保護事件では検事が臨時措置請求をしたが、被害者保護命令事件では被害者、その法定代理人または検事が請求権者である(法第55条の2)。
- 被害者保護命令が請求された場合、判事は可能な限り迅速に審理期日を指定し、被害者及び加害者を召喚して審理を開始しなければならない(「規則第67条の12及び14)、調査命令が下された事件の場合には、調査官も事件の緊急性の有無を適切に把握して迅速に調査を進める必要がある。

## 2. 臨時保護命令

- 被害者保護命令の請求がある場合、判事は被害者の保護のために必要であると認められる場合には、被害者保護命令の各号のいずれか一つに該当する臨時保護命令を下すことができる(法第 55 条の 4 第 1 項)。
- 臨時保護命令の期間は、被害者保護命令の決定時までとする。ただし、判事が必要であると認める場合には、その期間を制限することができる(法第 55 条の 4 第 2 項)。臨時保護命令の取り消しまたはその種類の変更については、被害者保護命令の第 55 条の 2 第 3 項及び第 4 項を準用する。その場合、「被害者保護命令」は「臨時保護命令」とみなす。
- 加害者が臨時保護命令または被害者保護命令を受けたにもかかわらず、それを履行しなかったり執行に従わない場合には、裁判所はその事実を管轄裁判所に対応する検事に通知することができ(法第 55 条の 5)、加害者は 2 年以下の懲役か 2 千万ウォン以下の罰金または拘留に処する(法第 63 条第 1 項第 2 号)。

## 3. 被害者保護命令の決定

- 判事は、被害者の保護のために必要であると認められる場合には、被害者またはその法定代理人の請求を受け、それが決定されれば、加害者に次の各号のいずれか一つに該当する被害者保護命令を下すことができ、併科することもできる(法第 55 条の 2 第 1 項、第 2 項)。

### ●被害者保護命令●

- 1号:被害者または家族構成員の住居または占有する部屋からの退去等の隔離
- 2号:被害者または家族構成員の住居、職場等から100メートル以内の接近禁止
- 3号:被害者または家族構成員に対する「電気通信事業法」第2条第1号の電気通信を用いた接近禁止
- 4号:親権者である加害者の被害者に対する親権行使の制限
- 5号:家庭内暴力の加害者の被害者に対する面接交渉行使の制限

- 被害者または検事は、第 1 審の被害者保護命令の決定があるまで、加害者の同意なく請求を取下げることができ、請求の取下げは書面により行わなければならない。ただし、審理期日には口頭で行うことができる(規則第 67 条の 5 第 1 項、2 項、3 項)。
- 被害者、その法定代理人または検事は、命令に基づき被害者保護命令の取り消しまたはその種類の変更を申請することができ、職権または被害者・その法定代理人の申請に値する理由があると認められる場合には、判事は該当する被害者保護命令を取り消したり、その種類を変更することができる(法第 55 条の 2 第 3 項、4 項)。被害者保護命令の期間は 1 年までとされる。ただし、延長が必要であると認められる場合には、職権または請求による決定

で 2 ヶ月単位で延長することができる。期間を延長・変更する場合は、処分期間を合算して 3 年を上限とする(法第 55 条の 3)。

## IV. 執行監督事件と執行状況調査

### 1. 執行監督事件の開始

- 裁判所は、家庭保護事件の保護処分が確定された場合、職権により執行監督事件を開始するが、抗告や再抗告等により上訴審で処分が確定した場合には、第1審の記録が返還された後、直ちに執行監督事件を開始する(家庭保護事件の処理に関する例規(以下「例規」とする)第9条の2第1項)。
- 執行監督事件は、家庭内暴力処罰法の保護処分が確定した全ての事件について開始しなければならない。ただし、不処分決定をしたり、検察で送致または他の裁判所に移送することを決定した事件は、執行監督事件を開始する必要がない。
- 被害者保護命令事件においても上記の内容は同様に適用される。被害者保護命令が確定されれば、裁判所は職権により直ちに執行監督事件を開始するが、抗告や再抗告等によって上訴審で被害者保護命令が確定した場合には、第1審の記録が返還された後、直ちに執行監督事件を開始する(被害者保護命令事件の処理に関する例規第13条の2第1項)。
- 裁判所は、執行監督事件を法第44条<sup>32</sup>、規則第53条<sup>33</sup>、第54条第3項<sup>34</sup>等に基づき適切な方法で監督することができる。執行監督事件は、特別な事情がない限り保護処分の執行が終了するまで継続する(例規第9条の2第4項・6項)。

### 2. 執行状況調査

#### 1) 意義

- ① 裁判所の処分決定が適切に履行されているのか確認することができる。
  - ② 適切に処分を履行することができるよう、加害者に戒めの気持ちを持たせることができる。
- 調査官は受託機関への直接訪問や、電話または書面での連絡を通して執行状況を確認

---

<sup>32</sup> 法第44条(報告と意見提出等)

裁判所は、第40条第1項第4号から第8号までの保護処分を決定した場合には、保護観察官または受託機関の長に、家庭内暴力の加害者に関する報告書または意見書の提出を要求することができ、その執行について必要な指示をすることができる。

<sup>33</sup> 規則第53条(執行状況報告)

① 判事は調査官に法第40条第1項各号の保護処分に関する執行状況を報告させることができる。

② 第1項の命を受けた調査官は、法第44条の規定に基づく指示事項の履行の有無、受託機関の監護状況や判事が特に必要であると認める事項を調査し、意見を添付した書面により報告しなければならない。

<sup>34</sup> 規則第54条(保護処分の変更・取り消し・終了)

③ 保護処分を変更・取り消し・終了する場合において必要であると認められる場合には、判事は加害者・被害者・家庭構成員その他参考人を召喚し必要な事項を調査、審理することができる。また、保護処分の種類を変更する場合においても、必要であると認められる場合には、法第29条第1項各号の臨時措置をとることができる。

し、加害者に「受託機関は裁判所の委託機関であり、正当な理由なく受託機関の指示に従わない場合には、保護処分の種類が変更したり期間が延長されることがある」ことを重ねて自覚させることができる。

- ③ 受託機関が加害者の管理・監督を適切に行っているのか確認することができる。
- ④ 受託機関と裁判所がコミュニケーションをとる機会を設け、有機的な協力体系を築くことができる。受託機関の長と担当者または実務者との面談等により、機関の方針とプログラム等を確認し、機関の特性を明確に理解できるようになる。受託機関と裁判所がそれぞれの課題となっている事項について、持続的にコミュニケーションをとることにより、相互に改善点を見つけ、補完及び発展する契機をつくることができる。

## 2) 実施手続き

### ▣ 執行状況の調査命令

- 判事は調査官に、家庭保護事件の臨時措置または保護処分の決定に関する執行状況調査命令を下すことができる(規則第 31 条 2 項、第 53 条)。

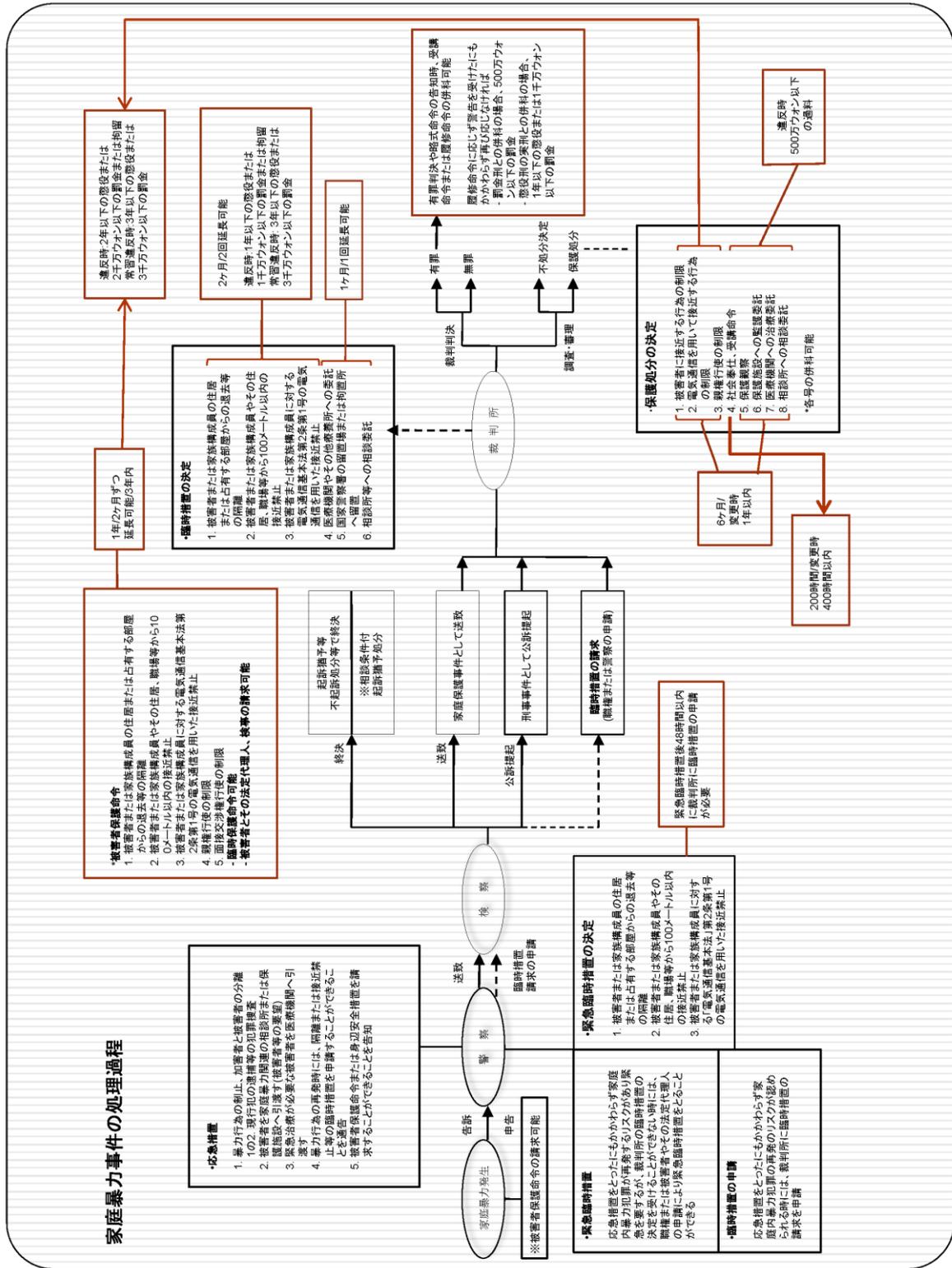
### ▣ 執行機関に関連した執行状況調査

- 調査官は、家庭保護事件の執行状況調査命令を受けた後、処分受託機関を通して加害者の処分履行状況を調査し、その結果の提出を受ける(法第 44 条、例規第 9 条の 3)。4 号と 5 号の保護処分に対する執行状況調査の際には、調査官は管轄保護観察所から、加害者の保護観察状況に関する報告書をメールやファックス等の書面で提出を受ける。7 号と 8 号の保護処分に対する執行状況調査の際にも、処分受託機関から、加害者の相談及び治療経過報告書をメールやファックス等の書面で提出を受ける。
- 4 号の保護処分が終了した場合、保護観察所の長は判事に 10 日以内に報告しなければならない。5 号の保護処分は終了日から 10 日以内に、6、7 号の保護処分は 1 ヶ月ごとに、8 号の保護処分は終了日から 10 日以内に、それぞれ報告しなければならない(例規第 9 条の 3 第 1 項ないし 4 項)。受託機関や保護観察所の長は、加害者が保護処分を履行しなかったり執行に従わない場合には、10 日以内に判事に報告しなければならず、加害者の離脱、騒乱、暴動、暴行、自傷、その他の事故が発生した際には、直ちに判事に報告しなくてはならない(例規第 9 条の 3 第 5 項・第 6 項)。
- 調査官は事案により該当する機関の出張調査を行うこともある。

### ▣ 執行状況の確認事項

- 裁判所の保護処分の決定以降の加害者の処分に対する執行状況の確認は、書面及び電話によって行われることが一般的である。調査官は、受託機関から執行状況に関する経過報告書を書面で受け取り、必要な場合には受託機関の担当者と電話で連絡を取って加害者の処分履行状況をより具体的に確認する。
  - 調査官は、受託機関の報告結果を基に、加害者と被害者、必要な場合には関係者にも電話で連絡を取り、加害者の処分の履行状況を多方面から確認する。また、調査官は加害者に残りの処分期間も誠実に処分を履行するよう督励し、必要な場合には被害者または家族全員が相談及び治療過程に参加するように助言する。
  - 調査官は、加害者の態度に変化がなく、再犯の可能性が高いと判断される場合には、加害者を裁判所へ召喚し、処分不履行に関する警告及び再犯予防のための教育を実施することもできる。一般的に、電話または面談の順序は、被害者、加害者の順で、これは処分期間中の加害者の暴力再発の有無、暴力に対する認識の変化の程度、暴力に関連した性向・性行の矯正の有無等の加害者の状態をより客観的に確認するためである。その他、当事者間の関係、処分の経過、今後の計画等についても確認する必要がある。
  - 調査官は上記のような手続きによって、加害者の処分履行事項を具体的かつ客観的に確認し、その結果を基に保護処分の終了、または変更及び期間の延長等の意見をまとめることができる。
- ▣ **執行状況調査報告書の作成**
- 執行状況調査報告書は、該当する機関の相談及び治療経過の報告、両当事者及び関係者等との通話あるいは面談内容等を基に、処分の履行状況について客観的に記述したうえで、処分期間の終了、延長あるいは変更の必要の有無や、その理由等を含む調査官の意見を記述する。

<家庭内暴力事件の処理手続図(詳細)> 35



35 韓国家庭法律相談所、「花でも草の葉でも叩かないで」(家庭内暴力予防指針書)、2021.